

伊方原発をとめる 大分裁判の会ニュース

第24号
2023/8/30

発行：伊方原発をとめる大分裁判の会
〒870-0034 大分市都町2丁目7-4
徳田法律事務所気付
TEL 090-7153-8775(連絡先 森山賢太郎)
http://anti-ikata.org
E-mail:info@anti-ikata.org



判決日、来年3月7日決定！

☆6月15日最終弁論、結審

6月15日。さよなら原発四国ネットワークのメンバーも応援に駆けつけ、賑やかな入廷となりました。

2016年9月28日提訴以来、最終弁論に至るまで7年間の歳月が流れました。原告意見陳述の最後を飾った高橋聡美さんの陳述を傍聴者全員で真剣に聞き、深く受け止めました。続く弁護団の徳田靖之、佐藤朗、田中良太の弁護士による最終意見陳述は裁判官に強く訴える内容が凝縮されていました。最後に徳田弁護士が締めくくりました。

☆勝訴判決を求め、訴え続けた7年

裁判終了後に大分県弁護士会館大ホールで開催された報告会では高橋聡美さんの感想および弁護団のコメントがありました。

報道各社はほぼ全社が駆けつけ、夕方の時間帯に一斉

にテレビ報道されるとともに翌日の地元紙（大分合同新聞）の1面トップで報道されました。県政史上、市民運動として最大規模の私たち「伊方原発をとめる大分裁判の会」の裁判はまさに県民の声を代弁するものとして、非常に県民の関心が高かったことを示しました。



報告会で徳田弁護士（弁護団共同代表）の言葉「少し拍子抜けというか、皆さんもびっくりされたと思います。期日が来年3月になったことですね。

少なくとも裁判所が、この裁判を判断するにあたって“極めて慎重な判断を要する”というふうに考えている証である、と受け止めたい。

つまり、これまでの裁判例を踏まえて、簡単に私たちの請求を退けるということではなく、我々の、多くの大分県民の思いを裁判所なりに受け止めて、慎重に判断せざるを得ないというのが、この3月という判決の指定に表れているというふうに受け止めています。」

豊田直巳フクシマ写真展

日時：9月12日～21日 入場無料（18日はお休み）

会場：J:COM ホルトホール1F エントランス

私たちの裁判の訴えの原点には、常に福島原発事故のことがあります。フォトジャーナリストとして12年間にわたってこのことを凝視しつづけてきた豊田直巳さんをお招きして講演会及び写真展を開催します。是非足を運んでください。

豊田直巳スライドトーク

日時：9月17日（日）

14:00~16:00

場所：ホルトホール

302 + 303 会議室

参加費：

前売り 700円

当日 1000円

（詳細は別紙のチラシ参照）



年度内に臨時総会を開催します

—第8回定期総会を終えて—

7月9日（日）ホルトホール302会議室にて定期総会を開催しました。詳しくはP7を参照ください。

福岡高裁に裁判の舞台が移行した場合（勝っても負けても）、会としてどのように取り組んでいくのか、時間の制約もあり参加者全員が納得できる結論に至りませんでした。あらためて年度内に臨時総会を持つことにしました。具体的な日時は後日お知らせします。

子どもたちの命を守ることが原点、過ちを繰り返さない

原告 高橋聡美



1 はじめに

高橋聡美と申します。宇佐市在住でグリーンコープ生協の組合員事務局として活動しています。事務局になる前には8年間理事として活動しました。

家族は連れ合いと子ども3人。同居には連れ合いの母が居ます。今回、極々普通に、一市民として生活している私に、このような機会が与えられた事に緊張と感謝の気持ちでいっぱいです。

今日は、私なりに蓄えてきた原発や原発事故のこと、そしてその事故にさまざまに影響を受けた方々からいただいた脱原発への思いを、お話します。

2 グリーンコープでの活動

グリーンコープに入ったきっかけは、子どもの喘息とアトピーでした。子どもに元気になってもらいたい一心で、行き着いたのがグリーンコープだったのです。

グリーンコープは一番に環境のことを考えている生協です。人間の身体は、食べるものでできています。また、安心安全な食べ物や命を守るために、グリーンコープは活動の背骨として「脱原発」を掲げています。私も、「子どもを守りたい。」「私が守らなければ、他の誰が守るんだ。」という思いから、脱原発に関わり続けています。

3 原発問題を考えるきっかけ

もっとも、グリーンコープに入った当初は、日々、何気なく使っている我が家の電気が、どうやって発電されているのか考えもしませんでした。「原発なくして、どうやって生きていくのか?」と、それさえも分かりませんでした。

私が、まず原発事故の恐ろしさに触れたのは、グリーンコープの大先輩から聞いた、チェルノブイリで実際に見てきた事故後の現状でした。

事故後3年。遠く300km離れた地に住み続けた人々でさえ、甲状腺がんや白血病をはじめとするあらゆる病気に見舞われていました。その子どもた

ちのほとんどが、大なり小なり病気を抱えていました。

4 脱原発に関する学び

私たちは原発について、何度も何度も学習会を重ねました。署名活動もしました。シュプレヒコールを叫びながら行進もしました。ただ、虚しくも福島原発事故は起こってしまいました「脱原発」を掲げて活動していたものの、振り返ると実は、何もできてはいませんでした。

胸が苦しくなるほどの後悔しかありませんでした。苦しいほどの後悔の中、私たちは必死で日本に起きてしまったことの実を学びました。

チェルノブイリ同様、汚染された土地に住む人々は故郷を追われました。事故後に、先を思い悩み自死された農家の方もいました。

故郷を奪われ家族とも離れ離れ、見知らぬ都市での生活を強いられる方もたくさんいました。事故から12年経過した今でも、そのような方々は15万人ほどもいます。

5 福島の子どもたちとの出会い

活動の1つとして、私達は福島の子どもを大分に招待したことがあります。安心して、時間制限もなく外に出て、当たり前のように日差しを浴び、土に触り水に触れる。そんな、元の暮らしを過ごしてもらえるようにとの思いです。

ブルーベリー狩りに笑顔。安心して口にできるし食べ物に笑顔。夜の海辺での花火に笑顔。うみたまごでの生き物とのふれあいに笑顔。いつも子どもたちは笑顔でした。他方で、地震や原発の恐怖や不安についても話してくれました。

帰り際に、忘れられないことがありました。子どもが空港に向かう車の窓から、ビニール袋を少し出しました。子どもは、「空気をお土産に持って帰る。」と言いました。私は、「原発、止められなくてごめんね。」と何度も心の中で謝りました。

数年後、子どもたちの母親ともお話できました。事故後、建てたばかりの新居を捨て、福島を離れるべきか悩んだこと。事故の翌日、何も知らずに子どもを外で遊ばせたことを今も後悔していること。悩ん

だ末に母娘だけで疎開し、その先で味わった苦しみや疎外感など。思い出すのも辛いであろう中、一生懸命に話してくれました。

子どもたち、そのご家族と交流する中で、彼らはいつも笑顔でしたが、時折流す涙や、ふとした時の寂しそうな横顔に、悲しさでいっぱいになりました。全て原発事故さえ起きなければ味わうことのなかった苦しみです。

6 本当のことを知りたい

活動の中で私は、熊本で開催された「水俣病展」に行く機会がありました。なぜ水俣病という病気が発生したのか、そこから社会がどう動いたのか。被害者となった人々がどのような辛く苦しい目に遭ったのかを知りました。順路の最後には水俣病で苦しみながら亡くなって行った方々の遺影が壁いっぱいに飾られていました。なんとも言葉では言い表すことのできない空間でした。

「なぜ水俣の話？」と思われるかもしれません。しかし、水俣で起きたこと。被害認識の甘さ、事実を話さない加害者側の隠蔽体質。また無関心や偏見。これらは福島でも起きたのです。

原発いじめや風評被害、小児甲状腺がんに関する認識の歪曲や検査の打ち切り。情報操作。食品に残留する放射線量の許容の引き上げ。全て水俣病の時に起こっていたことと重なって思えて仕方がないので

す。それは現在の社会が、過去から何も学んでいない証拠です。

7 伊方原発は稼働するべきではない。

大分県と伊方原発が一番近い佐賀関で45 kmです。一旦事故が起こると、どのような事になるかは火を見るよりも明らかです。

福島第一原発の事故の後、一時期、原発での発電がゼロだったにもかかわらず、電力不足が起きなかったことは、日本に住む誰もが知っている事実です。しかし、電力会社や政治家は、今年も電力不足を言い立てて、原発事故を終結したものとし、危険性から目を背け、安全神話を再び語っています。

同じ過ちを繰り返そうとしている現状に、私は母親として傍観できません。

私が記憶する先輩の言葉があります。「二度と同じことを繰り返さないように『お母さんたち、こんなに頑張ったよ。』と胸を張って言えるような、何かを動かす、変えることを真剣にやらなければ、未来を担う子どもたちに申し訳が立たない。」

福島の子どもの命。チェルノブイリの子どもの命。我が子の命。その命の重さには変わりはないです。この世に生まれた大切な命を守りたいです。

それが私の母親としての思い、原点です。裁判官にも、この思いを持っていただきたいと願います。

以上

< 最終弁論 2023.6.15 >

「ふるさとを守るたたかい」に厳正な判断を！

弁護士 徳田靖之



本件訴訟の結審にあたり、原告ら訴訟代理人を代表して意見を述べます。

1 はじめに

(1) 私にとっての本件訴訟

私は、全国各地で原発の運転阻止を求めて訴訟が行われていることを知っていましたし、伊方原発に対しても、松山地裁を始め各地で訴訟が展開されていることを承知していたが、代理人として参加することはありませんでした。関心がなかった訳ではありませんが、どこかに、遠くで起こっている出来事のようにとらえている自分が

いました。

その私がこの裁判に関与することを決めたのは、熊本大分地震の震度5強を体験したことです。深夜、食器類が壊れ落ちる音に囲まれて、柱を掴んで揺れる体を支えながら、東日本大震災における福島原発事故の記憶が生々しく蘇ったのです。このような地震が伊方原発を襲ったら、わが家は、この大分は、どうなるのだろうかと思

震いましたのです。その意味で、本件訴訟は、大分に暮す一市民としての私や私の家族の命にかかわる問題であり、ふるさとを守るたたかいなのです。

(2) 原発に関する司法判断を分けるもの

本件訴訟を提起するにあたって、私なりに過去の裁判例を調査しました。本件訴訟において勝訴するために何

が必要とされるのかを学ぶ必要があると判断したからです。住民の訴えを認めた裁判例とこれを棄却した裁判例とを分けたものは何だったのかということを正確に理解しようと思いました。その結果、私なりに得た結論は、その判断の分かれ目は、原発の安全性評価に関する司法審査の在り方にあるということでした。そのうえで、この点に関する判断の相違をもたらすのは、裁判官が、東日本大震災における福島原発事故を、一人の人間として、どのように受け止めるのかということが決定的に関与しているということでした。

司法という場に50年以上身を置いてきた者として、私が、まずもって、裁判所に求めたいのは、本件の判断にあたって、この一人の人間としての思いに忠実であってほしいということであり、人権の守り人としての司法の使命から目を背けないでほしいということです。

2 東日本大震災における福島原発事故を踏まえての司法審査の在り方について

(1) 誰も予想できなかった地震規模と大津波が意味するもの

東日本大震災における福島原発事故の衝撃は、その地震の規模と津波の大きさが、あらゆる想定を大きく超えたものだったということです。

福島原発事故国賠訴訟に関する令和4年6月17日最高裁判決が認定している通り、東日本大震災のM_t(津波マグニチュード)は、9.1であり、「地震調査研究推進本部地震調査委員会」が公表していた想定8.2の20倍に及び、主要建屋付近の浸水深も想定の上の2倍以上に達しました。

この最高裁判決の多数意見は、そのこと、つまり最も大規模な想定をしていた推進本部の「長期評価」の想定通りに対策を講じていたとしても被害は防げなかったとして国の責任を否定しましたが、この福島原発事故の深刻極まる教訓は、原発の安全性評価における司法審査の在り方を考えるにあたって、次の2つの点が決定的に重要であることを明らかにしています。

第1は、その中核的な争点となる、想定すべき自然災害の規模についての被告の主張の無責任さ、いい加減さを改めて浮き彫りにしたということです。

被告は、「福島原発事故の教訓を踏まえ、科学的、専門技術的見地から合理的に想定しうる限りにおいて、これを超える規模の災害が発生することは考えられない」と主張しています。科学的、専門技術的見地から合理的

的に予測した想定をこれほどまでに上回った地震が現実

に発生しているというのに、これを平然と無視したうえで、これが「福島原発事故の教訓を踏まえ」たものだと主張するというのは、余りに道理に反する態度というべきです。このことは、被告による本件原発の安全性判断は、被告がどれほど科学的、専門技術的言辞を弄した主張を重ねたところで、所詮、この程度の認識によってなされているのだということを端的に明らかにしています。

第2は、伊方原発行政訴訟における最高裁判決が示した「万が一」という判断基準の持つ意味が改めて明らかになったということです。

この「万が一」との判断基準こそ、原発の安全性を考えるにあたっては、被告が言うような「科学的、専門技術的見地から合理的に想定する限りにおいて、これを超える規模の災害が発生することは考えられない」といった考え方が許されないということを厳しく明らかにしたものだということです。

(2) 新規制基準の制定過程における検討状況について

東日本大震災を受けて新たに経済産業省から独立して設立された原子力規制委員会は、福島原発事故の教訓を踏まえて新規制基準の制定に着手しました。

本件訴訟では、敷地周辺の三次元反射法探査の要否が主たる争点となっており、被告は、新規制基準の解釈として、石油等の資源探査とは異なり、原発に関しては、三次元反射法探査は必要とされていないと主張しています。

しかしながら、新規制基準の制定過程において、三次元反射法探査の必要性を明文化するよう主張した高知大学海洋コア総合センターの徳山センター長は、「石油業界では、一般的に陸上で三次元探査をしています」「原発も含めて、ぜひ三次元探査を実施して、安全性の担保を確認するということをお願いしたい」と発言しており、会議の議事録は、その見解に基づいて新規制基準が制定されたことを明らかにしています。その制定過程の検討会には、本件訴訟において被告に依頼されてその主張に沿う意見書を提出している釜江教授も参加していますが、同教授を含めて誰からも異論が出されていません。

こうした新規制基準の検討経過を知っていながら、新規制基準においては、石油等の資源探査と異なり、原発の安全性評価に関して、三次元反射法探査は必要とされていない等と平然と主張するところに、被告主張の特徴があるのです。

③ 島崎教授の著書が明らかにした驚くべき事実

日本の地震学の権威であり、原子力規制委員会の委員長代理も歴任した東京大学地震研究所の島崎邦彦名誉教授は、東日本大震災における福島原発事故を経験して「3.11 大津波の対策を邪魔した男たち」(甲228)を公刊し、衝撃的な事実を明らかにしました。その詳細は、最終準備書面に引用した通りですが、司法審査の在り方を考えるうえで、以下のような貴重な指摘がなされています。

第1は、電力会社が、想定すべき自然災害の規模を限定するために、どれほどの抵抗を示し続けてきたかということです。

平成5年に発生した北海道南西沖地震を受けて政府が公表した「四省庁報告書」は、「過去に発生した地震・津波の規模及び被害状況を踏まえて想定しうる最大規模の地震を検討」すること求めました。これに対して、電力会社は、土木学会に対して、2億円もの研究費を提供して「津波評価技術の体系化に関する研究」を委託し、その研究に自らの職員を送りこんで、「予測しうる最大級の津波でなく、記録に残っている過去の津波の高さだけに備えるようにした」というのです。

これほどの資金を提供してまで、安全性の確保に関するハードルを下げさせようとするのは、安全性を徹底的に重視するよりも、想定しうる最大規模に備えるために要する費用を避けたいとする電力会社の執念というべき姿勢の反映という外はありません。

第2は、そうした電力会社や国と研究者(団体)との癒着というべき構造の存在です。

同書は、土木学会と電力会社との癒着だけでなく、東日本大震災における福島原発事故の評価を巡る地震学、津波工学の権威とされる研究者らの態度を告発しています。この点は、いわゆる原発生業訴訟に関する仙台高裁判決が厳しく指摘しているところですが、被告となった国に要請されて、7人もの権威といわれる研究者らが国を免責する意見書を提出しています。仙台高裁は、かれらの見解を「自らが関与しながら、結果的に本件事故を防げなかった原因を(これを予測していた)『長期評価』の見解の信用性の低さや未成熟性に求めることによって自らの当時の対応を正当化し自らを納得させたいという無意識のバイアス」がかかっていると指摘してその信用性を否定しました。

本件訴訟においても、多数の専門家と称する研究者が、被告の依頼を受けて意見書を提出しています。私は、その信用性を評価するにあたって、こと原発問題に関する

限り、「原子力ムラ」と言われても仕方がないような、こうした研究者と電力会社や国との癒着構造が存在するという事実を踏まえた判断が求められると思います。

私たちが高く評価する伊方原発仮処分事件に関する広島高裁抗告審決定が、専門家間において見解が並立している場合において、より「保守的」な見解の存在を尊重すべきだとするのは、まさしく、こうした背景事情を踏まえてのものだと思うのです。

3 本件訴訟における立証責任の所在と裁判所の果たすべき使命について

最後に指摘しておきたいのは、立証責任の問題です。過去における、住民側の請求を排斥した司法判断に共通しているのは、その根拠を、妨害予防請求訴訟における立証責任が、原告ら住民側にあるということを前提としたうえで、原子力規制委員会の適合認定を受けているということを重視して、原発の安全性を認めるという判断手法です。

しかしながら、私は、このような判断手法は、国民の人権を守るべき立場にある司法の責任を放棄するに等しいと思います。前述の福島原発事故に関する最高裁判決において少数意見を述べた三浦守判事は、「原子炉施設の安全性が確保されないときは、数多くの人の生命、身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼすなど、深刻な事態を生ずることが明らかである」としたうえで、「生存を基礎とする人格権は、憲法が保障する最も重要な価値である」と述べています。これこそが、原発訴訟においてその判決に当たるすべての裁判官が、肝に銘じるべき大前提ではないでしょうか。

そうした視点に基づいて、本件訴訟における立証責任の問題を考慮するに当たっては、私は、次の2つのことが重要であると思います。

第1は、医療事故訴訟において、最高裁をはじめとする多くの裁判官が工夫をこらして生み出した、「一応の推定」の法理を参考にすべきだということです。

その具体的な内容に関しては、最終準備書面の記載に譲りますが、原発の安全性に関する判断の科学的専門性や判断に供されるべき資料の偏在という問題は、医療事故訴訟の比ではありませんし、法益の重大性においても、医療事故以上であることは明らかです。本件訴訟における判断においては、是非とも、こうした「一応の推定」の法理を考慮していただきたいと思います。

第2は、本件の具体的な争点に関しては、新規制基準にそくした審査はなされていないということです。

本件訴訟では、三次元反射法地下探査の要否と火山灰の影響による安全性の問題が集中的に争点化されています。

しかしながら、本件敷地周辺において、三次元地下構造探査が必要であるのかどうかについて、規制委員会において、新規制基準に基づいた具体的な判断がなされたとの証拠は提出されていません。とりわけ本件では、佐田岬半島北岸部の地質境界としての中央構造線が活断層であるかどうか争点となっており、この点を解明するには、三次元地下反射法探査が必要不可欠であることは明らかです。被告は、この地質境界としての中央構造線が活断層ではないことについて、規制委員会に承認を受けた等と主張していますが、その根拠とされているのは、ヒアリングにおける「海底谷は活断層ではない」との

見解にすぎず、当該海域における中央構造線が活断層であるのかどうかの判断はなされていません。被告の主張には、こうした形で具体的な根拠を示すことなく安全性を主張することが多いのです。

また、火山灰による影響に関しても、規制委員会において、被告の想定自体の適否が具体的に判断されているとは到底考えられませんので、対策の適否が適切に判断されたとは到底言えません。

そうしますと、本件訴訟における具体的な争点の判断に当たっては、規制委員会の適合認定という被告が金科玉条視する前提事実は存在しないということになります。裁判所が、これらの争点について、司法としての使命を重く受け止めたうえで、厳正な判断をしていただくことを願って、意見陳述とします。

『原発をとめた裁判長 そして原発をとめる農家たち』大分市上映会（7月9日）報告 —リレー上映会を県下各地でぜひ—

大原洋子

忘れもしない2020年1月17日。伊方原発の運転差止を命じる仮処分決定に「ヤッター！」と沸きかえった広島高裁前。同じ歩道で、広島新規仮処分のこんな不当な地裁決定を聞くことになろうとは。（*1）大分から派遣され、この結果を伝えなければならなかった無念さと、ショックを隠せない弁護団の表情は、今も記憶に残っている。あのとき、小原監督はすでに撮影を始めており、不当きわまりない決定が本作品の動機となったことは間違いないだろう。 * 1. 2021.11.4 地裁敗訴

この作品の完成を知ったときから早く観たくてたまらず、上映&監督トークには、夜や台風だったが裁判関係



樋口さんのメッセージを読み上げる中山田共同代表

者の何人かは別府の映画館（*2）に駆けつけた。

前半は理路整然としたインドア、少し頭が疲れたところに野外の緑の中に連れていってもらえるので、バランスがよい。予想を裏切らない出来に、早く自主上映できるようにならないかと待ち、実現したのが7月9日の総会前の上映会だった。 * 2 別府ブルーバード劇場

チラシのなくなり方は早かったが、実際に観ていただけたのは106人。学生100円という設定をしたが、情報が届かなかったのか関心がないのか、100円を握りしめた入場者はなかった。農業を志す若者が登場するので、同世代の方に観てほしかったのに。皆さんの集中力が会場が一番後ろにまで伝わる90分間だった。

すぐに参加者の中から自主上映の声が上がった。まず第1号は以下。

当会より地域活動助成金として後日2万円の補助あ

【中津上映会】

日時：9月10日（日） 14：00～15：35
場所：新博多町交流センター多目的ホール（中津市京町524）
料金：1000円（定員：60名）
主催：あしたの命を考える会
090-5289-5649（上田）
—同時開催— 「豊田直巳写真展」
13：00～16：00 無料

り。あなたの町でもぜひ上映を！

（後日談）この映画には2023年3月24日の新規仮処分の高裁決定は出てこないが、地裁に続く不当な決定で、喜びを共にしたいと駆けつけた中山田共同代表をがっかりさせた。

それは樋口英明元裁判長も同じで、その悔しさは『南海トラフ巨大地震でも原発は大丈夫と言う人々』（旬報社 1300円+税）の上梓でうかがい知れる。「今回は裁判のことに加えて原発回帰に関することや最高裁判所の現状についても触れました。ご一読いただけますと幸いです」とのこと。

2023年度活動方針

コロナ禍の影響は今年で4年目に入り、行動制限は緩和されてきました。会場はJ:COM ホルトホール大分 302 会議室。午前中に映画「原発をとめた裁判長…」を大会議室で鑑賞された人も多くいらっしゃいました。

午後2時より開会。約50名の参加。宇都宮陽子応援団共同代表の進行のもと、松本文六原告代表、奥田富美子応援団代表、岡村正淳弁護士代表挨拶の後、議長に南晃さんを選任し議事を進めました。

岡村弁護士は「政府の原発回帰政策という逆風のなかで、裁判長が毅然とした判決を出すことは大変な勇気がいる。勇気づけるための私たちの取り組みの重要性」を語りました。経過報告、収支報告、会計監査報告、予算、そして役員改選について原案のとおり承認されました。

「臨時総会」を別途、年度内に開催します

ところが、規約改正案の提案について、意見がまとまりませんでした。予定されていた4時半までに総会を終了できず、「規約改正」についてあらためて臨時総会を開催し協議することとしました。日程については後日連絡します。

1、判決の日に向けて集中します

- ① 判決日当日の大分地裁に最大限集結します。
- ② 判決結果、内容について大分県民、全国にむけて発信します
- ③ 判決内容を踏まえ弁護士・原告団で速やかに協議を行い、その後の対応を決めます。
- ④ 判決日（24年3月7日）までの8ヶ月を4. 情宣活動、5. 地域活動、6. 交流活動等の充実にあてます。

2、判決後に想定される福岡高裁のたたかいに全力で取り組みます

大分地裁のたたかいに勝っても負けても、次のステップとして福岡高裁に舞台が移行することが予想されます。（私たちが勝訴の場合に四電が控訴、その逆の事態も想定）

- ① 原告の継続について希望調査をおこない、原告団を再編成します。
・判決までの時間を考慮しながら、希望調査の開始時期集約時期を判断します
- ② 原告継続者は訴訟費用について、追加で一部負担します
・原告は新たに訴訟委任状の提出をします
- ③ 会員は、新たな原告・応援団員ともに裁判勝利に向けて協力します

3、財政基盤を固めます

- ① 応援団会員の会費納入率を向上させるため、納入願いや再納入願いを出します
- ② カンパの募集を行います。カンパをしていただいた方々には適宜ニュースなどを送り、カンパや支

持者を増やす努力をします。裁判遂行上、特別な支出が必要になった場合には、事情を説明したうえで、特別カンパの取り組みをします。

- ③ 物販カンパの取り組みを行います。

4、情宣活動に努めます

- ① 集会、講演会、映画上映会、街頭活動などコロナ禍はほぼ収束に向かいつつあると判断し、小規模でも取り組める企画を考え実施していきます。（映画「原発をとめた裁判長 そして原発をとめる農家たち」の県内各地上映を検討など）
- ② 裁判ニュースの定期的な発行を継続します。
- ③ インターネットの活用（ホームページ、ニュース・お知らせのNet配信、リモートの活用）をはかります
- ④ 「311いのちのわ」集会に引き続き参加します。

5、地域での活動の輪を広げます（地域活動助成金の活用、事務局員・弁護団の各地域への出向）

*地域活動助成金制度は「1地域2万円以内で会場費・講師謝礼・交通費等を補助します。県下各地の活動を活発にするために設けられました」

6、他県の訴訟団との交流、情報交換を行い、伊方原発再稼働阻止、抗議の現地行動にも可能な限り参加します

7、大分県の原子力防災計画の改定を目指して取り組みます（安定ヨウ素剤を中心に）

2022年度収支報告書

(期間 2022年4月1日～2023年3月31日)

一般会計

収入

科目	2022年度予算	2022年度実績	備 考
応援団会費	500,000	434,000	119件
カンパ	950,000	808,937	82件 Gco-opの¥301,918有り
講演会等チケット売上	20,000	62,741	大地を受け継ぐ 芦田譲 大島堅一
応援団等物品販売益	230,000	166,148	素麺、書籍販売
受け取り利子	11	20	
前年度繰越金	1,207,407	1,207,407	
合計	2,907,418	2,679,253	

支出

科目	2022年度予算	2022年度実績	備 考
弁護士費用	500,000	500,000	予算のとおり
郵送料	300,000	328,872	裁判ニュース発送3回 ハガキ通知
印刷費	220,000	145,737	裁判ニュース印刷3回
賃借料	70,000	62,000	運営委員会・事務局会議等会場借上げ
交通費	50,000	35,133	伊方集会参加
消耗品費	40,000	31,919	封筒、コピー用紙
講演会費	200,000	220,426	芦田譲 大島堅一
その他	45,000	23,260	いのちのわ参加費,ネット維持費1年分
資料	10,000	0	実績なし
地域活動助成費	100,000	0	実績なし
証人出廷費用	900,000	584,808	証人交通費、宿泊費、謝金
予備費	472,418	0	
次年度繰越金		747,098	
合計	2,907,418	2,679,253	

引当金会計(22年度中変化なし)

収入

科目	2022年度予算	2022年度実績	備 考
前年度繰越金	2,210,803	2,210,803	
合計	2,210,803	2,210,803	

支出

科目	2022年度予算	2022年度実績	備 考
次年度繰越金	2,210,803	2,210,803	
合計	2,210,803	2,210,803	

2023年度予算

(期間 2023年4月1日～2024年3月31日)

一般会計

収入

科目	2022年度実績	2023年度予算	備 考
応援団会費	434,000	450,000	会員数の増加と会費の納入の促進を図る
カンパ	808,937	850,000	引き続きカンパをお願いする
講演会チケット売上	62,741	65,000	前年度と同様とする
応援団等物品販売益	166,148	170,000	素麺販売
受け取り利子	20	20	
前年度繰越金	1,207,407	747,098	
合計	2,679,253	2,282,118	

支出

科目	2022年度実績	2023年度予算	備 考
弁護士費用	500,000	500,000	弁護団への支払
郵送料	328,872	300,000	裁判ニュース郵送
印刷費	145,737	140,000	裁判ニュース、パンフレット等の印刷
賃借料	62,000	60,000	会議室借り上げ
交通費	35,133	120,000	福岡市往復 他団体との連携・情報収集
消耗品費	31,919	30,000	封筒の補充
講演会費	220,426	200,000	前年度並み
その他	23,260	37,000	インターネット維持費含む(2年分)
資料	0	10,000	広報用
地域活動助成費	0	100,000	地域ごとの広報活動等の推進補助
証人出廷費用	584,808	0	結審により不要となる
予備費	0	785,118	控訴対応を含む
次年度繰越金	747,098		
合計	2,679,253	2,282,118	

※控訴に関する費用が必要な場合が想定されるが、金額が未定のため予算に科目として計上していない。

引当金会計

収入

科目	2022年度実績	2023年度予算	備 考
前年度繰越金	2,210,803	2,210,803	
合計	2,210,803	2,210,803	

支出

科目	2022年度実績	2023年度予算	備 考
次年度繰越金	2,210,803	2,210,803	
合計	2,210,803	2,210,803	

原発政策「推進」へ転換、60年超運転 GX 法成立

☆経産省が延長認可へ 東京新聞記事 23.6.1

これまでは規制委員会が運転延長の可否を審査し認可していたが、今後は経産省が電力の安定供給に貢献するかなどの観点から審査し、認可する。

規制委は延長の可否の判断には関与せず、運転開始

国内	関西電力 高浜1号機	1974年 11月14日	48年
福井県	高浜2号機	1975年 11月14日	47年
	美浜3号機	1976年 12月1日	46年
茨城県	日本原子力発電 東海第二	1978年 11月28日	44年

40年超運転が認可 再稼働済み

法改正の中身は電力業界の意向に沿った。事故の翌年に導入された「原則40年、延長60年」とする運転制限は、業界団体の要望通りに延長できることに。原子力基本法には、業界側の主張を丸呑みして原発への投資環境の整備さえも盛り込まれた。(注) 高浜1, 2号機今夏再稼働

GX脱炭素電源法 原子力関連

原子力基本法

- ▶ 原発活用によって電力安定供給や脱炭素社会を実現させることは「国の責務」

原子炉等規制法

- ▶ 「原則40年、最長60年」とする原発の運転期間の規定を削除
- ▶ 運転開始30年後を起点に、10年以内ごとに劣化状況を原子力規制委員会が審査

電気事業法

- ▶ 原発の運転期間の規定を新設
- ▶ 再稼働審査などによる停止期間を運転年数から除外することで60年超運転を可能に。運転延長は経済産業相が認可

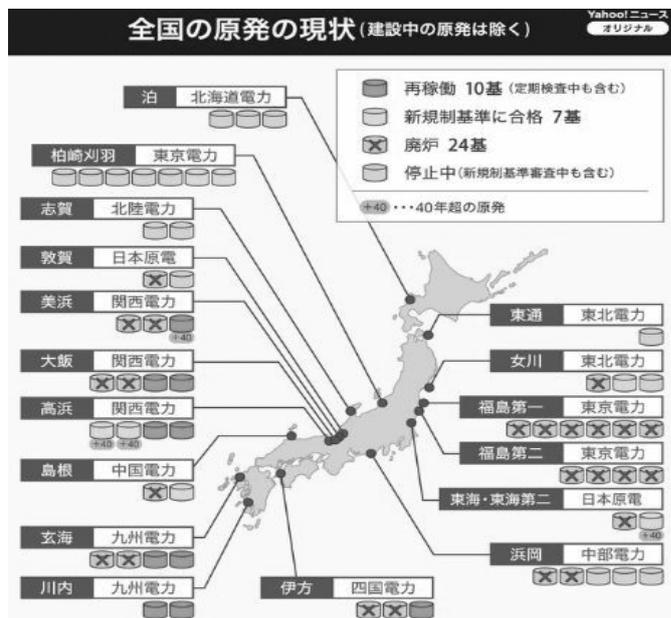
再処理法

- ▶ 原子力事業者に廃炉資金の拠出を義務化

から30年を起点に10年以内ごとに劣化状況を審査。

☆事故の反省・教訓ないがしろ

国会が可決した法は脱炭素社会の実現を名目にした原発産業の救済法だ。福島原発事故で今も苦しむ被災者の思いをくみ取らず、事故の教訓と反省をないがしろにした。



「処理水」海洋放出に反対し続ける！

福島漁連野崎会長、「反対の胸中」

朝日新聞 5月27日 「反対の胸中」インタビュー

☆ここで漁続けたい「安心」やっとの時

国は約束守って

2014年に、国と東電からの要請で、原発の建屋に流れ込む前にくみ上げた地下水の放出を容認しました。すると15年に今度は、より建屋に近い井戸でくみあげた放射性物質を含む地下水を、浄化処理して海へ流す計画への同意を求められたのです。いずれも「海に直接流れ込む汚染水を減らせる」との説明で、苦渋の選択でした。

その時、容認の条件として、建屋に入って燃料デブリに触れた地下水は絶対に流さないで欲しいと求め、国と東電、県漁連の3者で「関係者の理解なしには処分しない」と

いう約束を交わしたんです。

「理解」が放出容認を指すのであれば、どんな条件を示されても、ありえません。

仮に放出が始まっても、反対し続けます。もし放出が強行された時には、漁民が反対し続けるなかで国と東電は放出した、という事実が重要になるからです。責任の所在をはっきりさせることができるし、万が一、海水のトリチウム濃度や魚介類のモニタリングなどに異常な数値がでた場合、すぐに「放出をとめてくれ」と言える状態にしておかななくてはならない。



「処理水」海洋放出に反対し続ける！

瀬戸内を核ゴミ捨て場にするな

中国電力・関西電力による上関「中間貯蔵施設」問題

中間貯蔵の調査容認

毎日新聞 8.19

上関町、中国電力に伝達

中国電力と関西電力が共同開発を目指す原発の使用済み核燃料の中間貯蔵施設を巡り、山口県上関町議会は18日、臨時議会を開き、西哲夫町長が建設に向けた調査を容認する意向を表明した。終了後、中国電に容認方針を伝えた。中国電は今秋にも施設の立地が可能かを調べるボーリングに着手する方向で検討している。

「仮置き場」永続化懸念

施設は燃料の「仮置き場」だ。本来の搬出先となる青森県六ヶ所村の再処理工場や、「核のごみ」の最終処分場を要とする核燃料サイクルは実現の道筋が描けておらず、専門家は一時しのぎの保管が半ば永続化する事態を懸念する。

反対派が困み、怒声響く



☆原子力頼み 町揺れ 山口・上関原発立地進まず

毎日新聞 8. 2

上関町では1982年、中国電力による上関原発の建設計画が浮上。町民の意見が割れ、2011年まで町長選は9回連続で推進派と反対派の一騎打ちの構図となり、いずれも推進派が勝利した。

だが、住民の根強い反対運動もあって原発建設は一向に具体化せず、2011年の東京電力福島第1原発事故を受けて計画は事実上、凍結されている。

その間に町の過疎化は進み、町の人口は2342人と、82年当時の約3分の1まで減少。高齢化率は56.4%。

12年度12億8600万円だった国からの原発関連交付金も、23年度一般会計で5600万円だった。西町長は『『持続可能なまちづくり』のためには、思い切ったことを実現しなければ人口減少に歯止めはかからない』と言及。上関原発建設の見通しを「どうなるか全く不透明」と指摘し、「代替案」の検討を進める考えをにじませた。23年2月以降、西村経産大臣や中国電力中川社長と面会し、双方に財政や事業面での支援など町の地域振興策を示すよう要請していた。

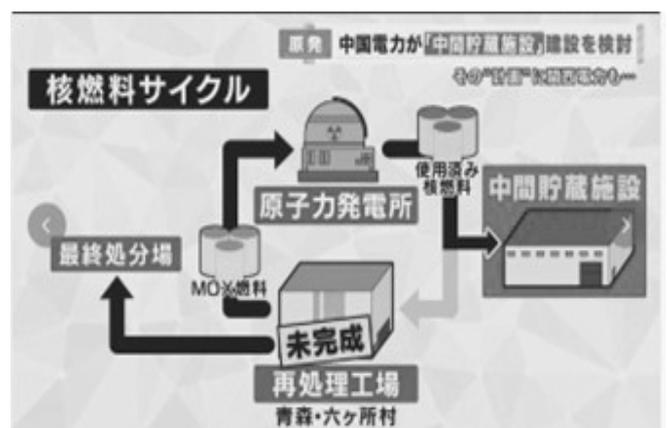
☆たまり続ける使用済み核燃料

毎日新聞 8.3

島根原発2号機（松江市）の再稼働見通しが24年に迫る中、中国電にとっては中間貯蔵施設の必要性も現実味を帯びていた。一方で「規模や経済性を考えれば、単独での建設・運営は難しい」のも事実だった。一方の関電は当時、原発が立地する福井県に対して、使用済み核燃料の県外搬出の候補地を23年末までに示すという約束を果たせていなかった。こうした関電の状況を中国電も意識していた。「共同で調査をしませんか」。中国電が呼びかけて、今日まで調整を進めてきた。

☆国の核燃料サイクル停滞

国が掲げる「核燃料サイクル」では、原発で発生した使用済み核燃料はまず、青森県六ヶ所村にある再処理工場に運ばれる。そこでプルトニウムを抽出した後、加工施設でプルトニウムとウランを混ぜた「MOX燃料」を作り、原発で再利用する計画だ。しかし、再処理工場は相次ぐトラブルで、建設開始から約30年たった今も稼働していない。加工施設も建設中の段階だ。



応援団会費納入とカンパのお願い

裁判が新しい局面に入ったことで、支出増が予想されます。応援団で新年度（2023年度）の会費納入をお願いします。会員のカンパもご協力頂けるとありがたいです。

応援団 1口 1,000円（3口希望）

カンパ お幾らでも結構です

【郵便振替】

口座名 伊方原発をとめる大分裁判の会

口座番号 01710-7-167636

グリーンコープ生活協同組合の取り組み報告



目録を手渡す薬師寺理事長

グリーンコープ大分の組合員の皆様のご協力により283,107円のカンパをいただきました。裁判の会活動資金として有効活用させていただきます。

そうめん物販報告

恒例の夏季そうめん物販にご協力頂き、ありがとうございました。

利益213,533円は裁判の会活動資金として有効活用させていただきます。

伊方原発ゲート前集会のご案内

日時 10月22日(日) 10:00～

場所 伊方町 伊方原発前

主催 さよなら原発四国ネットワーク

参加希望者募集 詳細は事務局森山に問い合わせを。

白石草（はじめ）さん講演会

日時：11月3日（金）14:00～16:00

会場：大分市コンパルホール 400

参加費：前売り 700円 当日 1000円



「原発事故から12年、私たちの健康不安は終わらない…福島の子どもの甲状腺がんの実態」をテーマに福島の実状について報告していただきます。

【プロフィール】

インターネット放送局

[Our Planet] 代表。

2012年放送ウーマン賞、2014年科学ジャーナリスト大賞受賞

第2回運営委員会ご案内

日時：9月8日（金）18:00～

コンパルホール 311号

7月28日第1回運営委員会が開かれました。判決日が確定し、私たちにできることは何か、議論を進めていきます、オブザーバー参加歓迎。

第8回定期総会報告続き

2023年度役員体制

原告団代表 松本文六

中山田さつき

弁護団代表 徳田靖之 岡村正淳 河合弘之

応援団代表 宇都宮陽子 奥田富美子

裁判の会 事務局長 森山賢太郎

会計担当 池松 清

会計監査 上野寛子 葛城知明（新）



編集後記

入稿直前に24日にトリチウム水放出！の報道。

全漁連会長が総理官邸に呼び出されて受け答えしている映像。悲しいかな！国家権力者である岸田総理を前にして、無力である漁師が何を言えようか。「一寸の虫にも五分の魂」のことわざを思い出す。漁師たちは自分のためだけではない、子や孫のためにどうしたら漁を続けていけるのかを考えているのだ。数十年も続くトリチウム水放出に責任を持つと岸田総理が言うが、「言葉」はあまりに軽く、誰も信じることはできないだろう。漁師たちにも意地と誇りがある。「反対」を貫いて欲しい。

それにしても、文書で交わした「関係者の理解なしにはいかなる処分もしない」というのを国・東電がこれほど簡単にホゴに出来るのか！漁師たちは何を信じたらいいのだろう。

対馬（長崎県）で核ゴミの最終処分場の話が降って沸いたように生じ、上関と同様の混乱が起きている。「徳」のない行政、という言葉が新聞にあるのが目にとまった。弱みにつけこみ、札東で頬をひっぱたくやり方。福島でも補償金さえ払えば解決するだろうというえげつない政府、行政の下心が見えてくる。（森山）